

板橋グリーンカレッジ運営協議会運営要綱

(令和4年3月30日教育長決定)

(設置)

第1条 板橋グリーンカレッジ大学校・板橋グリーンカレッジ大学院の事業の円滑な運営を図るため、板橋グリーンカレッジ運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、板橋グリーンカレッジ大学校・板橋グリーンカレッジ大学院に関する次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 年間カリキュラム
- (2) 講師選定
- (3) その他運営に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱又は任命する総数 10 名以下の委員をもって構成する。

- (1) 板橋区内の大学関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 区民の代表
- (4) 板橋グリーンカレッジOB会の代表者
- (5) 区職員

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 協議会に議長及び副議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出し、副議長は議長が指名する。

3 議長は、協議会の会務を統括する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、議長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 議長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(開催)

第7条 協議会の開催は、年2回とする。ただし、必要があるときは、臨時に開催すること

ができる。

(報酬)

第8条 協議会の委員の報酬の額は、予算の範囲内で別途定める額とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、教育委員会事務局生涯学習課に置く。

(補則)

第10条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、地域教育力担当部長が定める。

付 則

この要綱は、教育長決定の日から施行する。

付 則 (令和6年1月30日教育長決定)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。